事　業　評　価　シ　ー　ト

担当課・室長：リサイクル推進室長

事　業　名	製品、容器等に関する事前評価の促進等
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の適正な循環的な利用の推進 廃棄物の適正な処理の推進
1　事業の概要	廃棄物等の発生抑制及び循環資源の適正な循環的な利用の推進を図るため、 ○　容器包装リサイクルの推進 を行っている
2　進捗状況	○　容器包装リサイクルの推進 容器包装リサイクル法に基づく分別収集等は、平成９年４月からペットボトル等を対象として一部が施行され、平成12年４月から紙製容器包装、プラスチック製容器包装等を対象として追加し、全面的に施行された。また、義務の対象となる事業者（特定事業者）が大企業から中小企業にまで拡大され、対象事業者数は平成９年度の500事業者から平成12年度には約５万９千事業者となっている。 (分別収集の対象拡大) （平成９年４月～）　ガラスびん、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ、ｽﾁｰﾙ缶、ｱﾙﾐ缶、紙ﾊﾟｯｸ　＋　（12年度～追加）　ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製・紙製容器包装、段ボール 容器包装リサイクル法の施行に伴い、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では平成９年度の約１２５万トンから平成12年度には約２１０万トンまで増加している。 とりわけ、ペットボトルについては、分別収集の進展が著しく、平成９年度に比べて平成12年度では分別収集の実施市町村数が３．７倍、分別収集量が５．８倍、リサイクル率が３．５倍となっている。 （ペットボトルの分別収集・再商品化の推移）

	分別収集計画量	分別収集実績量	再商品化量	ﾘｻｲｸﾙ率(%)	分別収集実施市町村数
Ｈ　９	21,180	21,361	19,330	9.8	６３１
Ｈ１２	103,491	124,873	117,877	34.5	２，３４０
伸率	(4.9倍)	(5.8倍)	(6.1倍)	(3.5倍)	(3.7倍)

（環境省調べ）

市町村における容器包装廃棄物の分別収集が着実に進展していることに伴い、再商品化のための費用負担は増加しており、特定事業者が平成12年度に指定法人に支払った委託費は約１７２億円で、平成９年度の約１０倍となっている。
このような状況の下、個々の特定事業者において容器包装廃棄物

	を削減するため、容器包装の設計、素材の選択等における事前評価への取組みがみられるようになっている。具体的には、事業者内で容器包装リサイクル法に対応するための研究チーム・部署の創設、商品開発時におけるマニュアル等の整備、情報管理システムの整備などにより、容器包装の軽量化、簡易包装の実施、詰め替え商品の販売などの取組が行われている
3　評価	（これまでの成果） 　容器包装廃棄物の再商品化のための費用負担が増加したことから、特定事業者の容器包装削減等への取組みがみられるようになっているが、容器包装の削減等に係る事前評価の取組み状況は個々の事業者により異なっており、業界全体としての状況は把握できていない。 　なお、これまでの容器包装削減等への主な取組み事例は以下のとおり。 ［洗剤メーカーの例］ ○　洗剤の濃縮等による内容物のコンパクト化 ○　容器の軽量化 ○　詰替容器の推進 ［食料品、飲料メーカーの例］ ○　菓子等へのプラスチックトレーの廃止 ○　ペットボトル等の薄肉化 ○　再商品化義務のないリサイクルの容易な素材の選択（アルミ製のボトル缶等） ［小売販売事業者の例］ ○　持参運動、有料化、薄肉化による買い物袋の減量 ○　青果物へのプラスチックトレーの使用廃止、薄肉化 　一方、特定事業者が製品の製造時等において環境負荷の少ない最適な容器を的確に選択するためには、ライフ・サイクル・アセスメント（ＬＣＡ）的な手法を用いた事前評価が必要となるが、特定事業者に一般的に受け入れられる評価手法は必ずしも開発されていないのが現状である。 　また、容器包装リサイクル法の実施に伴う容器包装廃棄物の発生抑制効果、最終処分量の減量効果等の実態をできるだけ定量的に把握し、容器包装リサイクル法の効果を検証することにより、現行制度について十分な検討を行う必要がある。
4　予算事項名	・容器包装リサイクルの効果等の検証評価事業 ・容器包装廃棄物減量化等促進事業 ・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業 ・<u>容器包装ライフサイクルアセスメント事業</u>
5　対応副施策等	